

区分	個人が新築したもの 保存登記	建築後未使用の住宅 (建売住宅等) 保存登記	既存のもの (中古住宅等) 移転登記
共通 適用要件	①個人が自己の居住の用に供する家屋であること ②床面積が50平方メートル以上であること ③事務所・店舗等の併用住宅については、その床面積の90%を越える部分が住宅であること ④区分所有建物については、耐火または準耐火建造物であること		
適用要件	○建築後1年以内の家屋	○取得後1年以内の家屋	○取得後1年以内の家屋 ○家屋の建築後年数の範囲 耐火構造建物 ……25年以内の家屋 それ以外のもの ……20年以内の家屋 ※新耐震基準を満たすものはこの限りではない。
必要書類	○住宅用家屋証明申請書 ○住宅用家屋証明書 ○ ①～④のいずれか ①確認済証及び検査済証 (建築確認を要しない場合は、建築工事請負書、設計図書等で可) ②登記事項全部証明書 ③登記完了証 ④登記済証 ○住民票	○住宅用家屋証明申請書 ○住宅用家屋証明書 ○ ①～④のいずれか ①確認済証及び検査済証 (建築確認を要しない場合は、建築工事請負書、設計図書等で可) ②登記事項全部証明書 ③登記完了証 ④登記済証 ○住民票 ●家屋未使用証明 ○売買契約書又は所有権譲渡証明書	○住宅用家屋証明申請書 ○住宅用家屋証明書 ○登記事項全部証明書 (建築年月日が記載されているもの) ○売買契約書又は所有権譲渡証明書 ○住民票 ○耐震基準を満たすことの証明 (耐震基準適合証明書、住宅性能評価書、保険付保証明書)
その他	※住民票 ・住所登録地へ申請する場合は不要です。 ・住所異動前の場合は、「 <u>申立書</u> 」及び現在の住民票 (「 <u>申立書</u> 」は提出が必要です。) ※○印は原本または写しを提示、●印は提出が必要です。 ※特定認定長期優良住宅、認定低炭素住宅の場合は、認定申請書の副本及び認定通知書の写しも必要です。 (長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画について変更の認定を受けた場合は、変更認定申請書の副本及び変更認定通知書の写し)		